

◎平成二十年度における地方道路整備

臨時交付金の総額の限度額の特例に

関する法律

(平成二十二年二月二〇日法律第二号)

一、提案理由(平成二十二年一月九日・衆議院国土交通委員会)

○金子国務大臣 ただいま議題となりました平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

地方道路整備臨時交付金の総額は、各年度の揮発油税収の予算額の四分の一に相当する額を限度とするとされております。平成二十年度第二次補正予算により、平成二十年度の揮発油税収の予算額は減少することとなりますが、地方道路整備臨時交付金については、最近の地域経済の状況等を踏まえ、当初予算に計上された交付金の総額を減少させることなく確保する必要があります。

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

平成二十年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を、補正後の揮発油税収の予算額の四分の一に相当する額とはせず、当初予算における揮発油税収の予算額の四分の一に相当する額とする特例措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二十二年一月一三日)

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、揮発油税収の減額補正に伴って地方道路整備臨時交付金の総額の限度額が減少しないよう、その限度額を、平成二十年度においては、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の四分の一に相当する額とする特例措置を講じようとするものであります。

本案は、去る一月六日本委員会に付託され、九日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二十一年二月一三日)

○田村耕太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、平成二十年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を揮発油税収の減額補正後の予算額の四分の一相当額に引き下げることせず、揮発油税収の当初の予算額の四分の一に相当する額とする特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、道路整備財源の減収と原油価格の変動が及ぼしている影響、地方道路整備臨時交付金が果たしてきた役割、効果、道路特定財源の一般財源化に伴う地方道路整備財源の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。